

葛飾区住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例を公布する。

令和8年3月27日

葛飾区長

葛飾区条例第5号

葛飾区住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例

葛飾区住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成22年葛飾区条例第40号）は、廃止する。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（葛飾区事務手数料条例の一部改正）

2 葛飾区事務手数料条例（昭和33年葛飾区条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第15号中「区長」を「葛飾区長（以下「区長」という。）」に改め、同条第2項第2号中「葛飾区住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成22年葛飾区条例第40号）第2条第2号に規定する多機能端末機（以下「多機能端末機」という。）」を「多機能端末機（葛飾区の情報システムと通信回線で接続された住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第1項に規定する住民票の写しをいう。）、印鑑登録証明書（葛飾区印鑑条例（昭和50年葛飾区条例第5号）第17条の規定により区長が証明するものをいう。以下同じ。）その他の証明書を自動的に交付する端末機であって、葛飾区又は民間事業者が設置したものをいう。以下同じ。）」に改める。

（葛飾区印鑑条例の一部改正）

3 葛飾区印鑑条例（昭和50年葛飾区条例第5号）の一部を次のように改正する。

第19条の2中「等を」を「、印鑑登録証明書その他の証明書を」に、「区又は」を「葛飾区又は」に改める。

付則第4項を削る。